四　事業地

収用の部分　平成二十七年北海道開発局告示第百四十四号の事業地のうち北海道旭川市永山十条二丁目、永山十条三丁目、永山十条四丁目、永山十一条二丁目、永山十一条三丁目及び永山十一条四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・四・三十九号西神楽中央通及び三・二・二十三号西神楽線

三　事業施行期間　自平成二十七年十二月二十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年北海道開発局告示第百九十七号の事業地のうち北海道旭川市西神楽北一条三丁目、西神楽北一条四丁目、西神楽南一条三丁目、西神楽南一条四丁目及び西神楽一線十四号地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道亀田郡七飯町字西大沼四〇番三から同町字西大沼二六七番一まで	前	二九・七七～六七・三八メートル	二〇・九一キロメートル
	後	二九・九七～六七・三八メートル	二〇・九〇キロメートル
北海道亀田郡七飯町字西大沼二五四番一から同町字西大沼三二〇番一まで	前	三〇・二四～三六・〇五メートル	二〇・九六キロメートル
	後	三一・六五～三七・六一メートル	二〇・九九キロメートル
北海道亀田郡七飯町字西大沼三二三番から同町字西大沼三五二番一まで	前	二〇・九七～七九・五九メートル	一一・二〇キロメートル
	後	二三・七一～八六・五七メートル	一一・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡仁木町北町一〇丁目一〇番一から同郡余市町栄町三七番一まで	前　B	一一・〇六～一三・〇〇メートル	五九・二四～六三・九七四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一一・〇〇～一四・〇〇メートル	五九・二四～六四・四八九キロメートル	
	後　B・C	七・〇〇～一四・〇〇メートル	三八四・〇一～六四・四八九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河東郡鹿追町瓜幕東一丁目二番一地内	前	二六・四〇～九六・六五メートル	〇・〇〇四キロメートル	
	後	二六・四〇～九九・五三メートル	〇・〇〇四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道白糠郡白糠町茶路基線一五五番四から同町茶路基線一六三番一まで	前　A	一四・五五～四四・一六メートル	〇・七三五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一四・五五～四四・一六メートル	〇・七三五キロメートル	
	後　B	一五・八九～五二・三七メートル	〇・六二三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八一林班よ小班地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年二月十五日